

# 現行の試験研究用原子炉施設に係る解体・廃止の手続きの概要

## 【内 規】

## 【 法 】

### 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

**(原子炉の解体)**  
**第38条** 原子炉設置者(第66条第1項に規定する者のうち原子炉設置者に係る者を含む。次項において同じ。)は、原子炉を解体しようとするときは、主務省令<sup>\*1</sup>で定めるところにより、あらかじめ主務大臣に届け出なければならない。  
 2 主務大臣は、前項の規定による届出あつた場合において、必要があると認めるときは、原子炉設置者に対し、原子炉の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

\* 1 : 試験研究の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則

## 【規 則】

### 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

**(解体の届出)**  
**第15条の3** 法第38条第1項の規定により、原子炉を解体しようとする者は、解体に着手する30日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。  
 一 氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 二 解体に係る工場又は事業所の名称(船舶にあっては、その船舶の名称)  
 三 解体の方法及び工事工程表  
 四 核燃料物質の処分の方法  
 2 前項の書類に記載された事項を変更したときは、解体に着手する5日前までに届け出なければならない。  
 3 前二項の届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

### 原子炉施設の解体・廃止並びに核燃料物質及び核原料物質使用の廃止に関する手続きマニュアル(抜粋)

#### 第1章 原子炉施設の解体・廃止

**1. 解体の届出**  
 原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規法」という。)第38条(原子炉の解体)第1項及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(以下「試験炉規則」という。)第15条の3第1項により、解体に着手する30日前までに解体届を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 1.1 記載事項(試験炉規則第15条の3第1項)**  
 (1) 解体に着手する30日前までに次の各号に掲げる事項を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。  
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その表者の氏名  
 二 解体に係る工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあっては、その船舶の名称)  
 三 解体の方法及び工事工程表  
 四 核燃料物質等の処分の方法

**1.2 記載にあたっての注意事項**  
 記載にあたっては、「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」(昭和60年12月19日原子力安全委員会決定)を参考に、原子炉の機能停止措置、解体中の原子炉施設の維持管理、解体撤去作業における安全確保、放射性廃棄物の取扱い、解体にあたっての安全性評価について記載する。  
 解体工事の方法は、工事期間等を勘案の上、必要に応じて段階に分けて記載し、各段階の詳細については、解体届の別紙として記載し、解体工事の進捗に合わせて変更届により追記していく。

- [例] 第1段階 原子炉の機能停止措置  
 第2段階 密閉措置及び附帯施設の撤去  
 第3段階 原子炉本体及び建屋の撤去

解体中の原子炉施設の維持管理については、その設備の撤去開始までの期間において、その性能を維持する必要性により維持管理の要否を判断し、その考え方を併せて記載する。  
 例えば、解体工事のために既設排風機を流用して使用する場合は、当初の原子炉運転中の気体廃棄物処理設備としての性能は必要としないため、性能を維持するものではない旨明記する。(注:解体中における施設定期検査は、解体届において「性能を維持する」としている設備機器について行うものである。)

**2. 解体届の内容の検討**  
 文部科学大臣は、炉規法第38条(原子炉の解体)第2項に基づき、必要があると認めるときは、原子炉設置者に対し、原子炉の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

**2.1 解体の方法及び工事工程表の検討**  
 「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方(昭和60年12月19日原子力安全委員会決定)」を参考に、原子炉の機能停止、解体中の原子炉施設の維持管理、解体撤去作業における安全確保、放射性廃棄物の取扱い、解体にあつての安全性の評価が妥当であるか検討し、特に下記事項について確認する。

**(1)安全確保について**  
 作業環境における放射線管理及び被ばく管理、放射性廃棄物管理、放射線業務従事者の出入り管理及び物品搬出の管理、作業終了時の汚染検査並びに周辺環境の放射線監視等が適切に(保安規定に基づいて)実施され、汚染拡大の防止及び放射線被ばくの低減が図られていること。

**(2)周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくについて**  
 解体工事において発生する気体廃棄物及び液体廃棄物の処理が適切に(原子炉運転中と同様の方法で)行われ、放出放射能が法令値以下であること。  
 解体工事の各段階において、周辺公衆に対して著しい放射線被ばくを与える可能性のある事故を想定し、評価の結果、周辺公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えるものでないこと。  
 解体工事に係る放射線業務従事者の集団実効線量(総被ばく線量)が事前に評価されていること。(個人の被ばく線量が適切に管理されること。)

**2.2 核燃料物質等の処分の方法について**  
 核燃料物質等の処分の方法が設置許可を受けたところによるものであること。

**3. 通知及び解体工事の内容の把握**  
 解体工事の安全性を確認するために、解体工事の内容の詳細を把握し、必要に応じて現場確認を行う。  
 具体的には、解体届受理後30日を目処に、別紙により事業者あて通知する。  
 なお、工事工程明細表は、解体届に記載のすべての工事が完了した場合には、提出を不要とする。

注: 本マニュアルは、これまでの試験研究用原子炉の解体に係る安全規制の経験、原子力安全委員会による「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的な考え方」(昭和60年12月、一部改訂平成13年8月)等を基に、平成15年7月に制定。